

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程



社会福祉法人ばなな会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ばなな会(以下「本会」という。)の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲で、別表第1に基づき支給する。但し、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当、及び期末手当等を支給し金額は次の通りとする。

但し、本法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、手当等は、別表第2に定める一人当たりの月額の範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める(1人当たりの)額とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規程を準用するものとする。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めたときは、支給額は役員等退職慰労金規程による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、本法人業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。但し、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。但し、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、役員出張旅費規程に基づき支給されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 会議等に出席に要する交通費等は、費用弁償分として、一律1日当たり7000円(源泉税別)を支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は2024年9月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬(源泉税別金額)

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	7,000円	50,000円	500,000円

別表2 常勤役員の報酬(源泉税込み金額)

役職	報酬月額(1人当たり)	期末手当(1人当たり)	年間総額(合計)
役員(常勤)	200,000~1,200,000円	月例報酬2ヶ月分	16,800,000円

別表3 非常勤役員等の報酬(源泉税別金額)

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事(理事長以外)	7,000円	30,000円	200,000円
理事(理事長)	20,000円	2,400,000円	2,400,000円
監事	7,000円	50,000円	100,000円
監事監査	20,000円	20,000円	50,000円

※オンラインでの出席については報酬日額5,000円とする